

# インターンシップに関する注意事項

(参考資料 [2021年度愛媛大学インターンシップ・ガイド](#))

## 1. 参加への注意事項

- (1) インターンシップ中は、受入先である企業や自治体等における感染防御対策の指示に従うこと。
- (2) 自己都合を理由に研修に行かない等、研修先に迷惑をかける行為は絶対にやめてください。
- (3) 業務上知り得た情報を他言すること、研修先での写真撮影を禁じます。特に、SNS (Instagram、Facebook、Twitter、LINE 等)において、研修先の名誉、信用を毀損する内容の情報発信は固く禁止します。情報漏洩にかかわる損害賠償等は、インターンシップ関連保険での補償適用範囲外であるため、すべて個人の責任・負担となります。
- (4) 体調管理に努めるとともに、体調及び行動を記録すること。また、マスクの着用、手洗いの励行など感染防御対策に努めること。
- (5) インターンシップ先との往復、及び情報交換会等への出席には、「密閉」「密集」「密接」の三条件を避けること。
- (6) 会食は極力控えてください。また、感染リスクの高い場所に近づかないようにしてください。移動に利用する公共交通機関では感染防御対策を徹底してください。
- (7) インターンシップ中に、咳、熱(熱っぽい感じ)、身体のだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)等の体調異常がある場合は、インターンシップ先、就職支援課及びインターンシップ担当教員等と相談の上、活動を中止し、総合健康センターまたは学生生活支援課に電話で連絡すること。
- (8) インターンシップ中に、実施地域の感染拡大状況等により、急遽、インターンシップを中止せざるを得ない場合は、インターンシップ先及び就職支援課に報告すること。
- (9) 家族等に感染が確認されるなど、みなさんが濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間はインターンシップへの参加を見送ること。
- (10) 単位を付与するインターンシップに参加している期間(往復期間含む)は正当な理由による欠席と認められます。ただし、単位を付与しないインターンシップの参加期間と自宅待機期間、単位を付与するインターンシップの自宅待機期間はやむを得ない理由として認められず、公欠にはなりませんので注意して下さい。なお、学生実験や実習等における欠席に関しては各コースで取り扱いが異なりますので、必ず事前に確認して下さい。

## 2. 保険の加入について

インターンシップに参加する場合は、自身がケガをした時に備える「傷害保険」と、他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした時に備える「賠償責任保険」に加入しておく必要があります。参加するインターンシップが次の場合は、傷害保険である「学研災(学生教育研究災害傷害保険)」、賠償責任保険である「学研賠(学生教育研究賠償責任保険)」の補償対象となりますので、自身が「学研災」「学研賠」に加入済みであるかを所属学部の学務チームで確認し、未加入の場合は加入手続きを行っておいてください(「学研賠」の代わりに「インターン賠(インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険)」でも可)。

- ①大学コンソーシアムえひめインターンシップ受入プログラム
- ②大学経由型インターンシップ(就職支援課で受け付けたもの)
- ③直接申込型インターンシップのうち研修先との「覚書」「協定書」等を就職支援課の手続きにより交わしたもの
- ④直接申込型インターンシップに正課(授業科目)として参加する場合
- ⑤学部独自のインターンシップに正課(授業科目)として参加する場合

※ただし、④⑤については事前に履修登録を済ませ、担当教員にインターンシップ参加の許可を得ておかなければなりません。

上記以外のインターンシップに参加する場合は、「学研災」「学研賠」の補償対象となりませんので、大学生協の保険等、適用となる「傷害保険」「賠償責任保険」に自身で必ず加入しておいてください。「学研災」「学研賠」の補償対象になるかどうか判断に困る場合は、事前に就職支援課か、インターンシップ担当教員に相談してください。なお、保険に加入していても、個人情報の漏洩による賠償責任など、事故内容によっては補償対象とならない場合もあります。保険加入時に補償の内容についてよく確認し、自分自身でもしっかりと健康・安全面の管理をすること、また、研修先の物品・個人情報の扱いに細心の注意を払うことを心がけてください。

### 3. 研修先・期間の情報共有と緊急連絡

- (1)遠隔(オンライン)を除くインターンシップの実施にあたっては、研修先や期間等について、事前にみなさんの父兄(保証人)に連絡するとともに、moodle にて **2021-インターンシップ参加前の必須手続き**をおこなない、大学に届け出て下さい。大学を通さない直接申込型インターンシップや単位を付与しないインターンシップに参加する皆さんも、緊急の際には大学の対処が必要な場合もありますので、同様に手続きをして下さい。
- (2)インターンシップ中に緊急を要する事態が発生した場合は、インターンシップ先及び就職支援課に必ず連絡をしてください。また、困ったことがあれば学生生活支援課へ、感染等については総合健康センターへ相談してください。

●就職支援課(愛媛大学生協ショップひめか西側)

電話番号:089-927-8923

Eメール:career@stu.ehime-u.ac.jp

●学生生活支援課(学生サービスステーション1階西側)

電話番号:089-927-9099

Eメール:nandemo@stu.ehime-u.ac.jp

●総合健康センター(愛媛ミュージズ1階南側)

電話番号:089-927-9193

Eメール:s\_kenko@stu.ehime-u.ac.jp